

令和3年度

予算編成の考え方

熊谷市

令和3年度予算編成の考え方

1 国の動向

本年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現下の財政状況は、甚大な影響を受け極めて厳しい状況であり、休業者の大幅増など雇用情勢、海外経済全体の減速、製造業のみならずサービス業にも広く影響を及ぼしているとし、国民の生命、生活、事業を守り抜く経済戦略を行い、経済社会の姿の基本的方向性として、新たな日常を通じた質の高い経済社会の実現を目指すとしている。

この方針を踏まえ、財務大臣は、「令和3年度予算の概算要求の具体的な方針について」において、来年度における予算をはじめとする対応については、現時点で予見を行うことに限界があるとし、要求額は基本的に対前年度同額とした上で、新型コロナウイルス感染症対策などの緊要な経費については要望を行うことができるが、歳出改革の取組を強化するとともに施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するよう要請するとともに、社会保障の充実等の対前年度からの増加の取扱いについては予算編成過程で検討することとしている。

一方、我が国の財政は、税収等では歳出予算の約3分2しか賄えておらず、残りの約3分の1は建設国債や赤字国債などの公債金に依存しているところだが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として今年度、2度の補正予算を編成した結果、過去最大となった一般会計歳出約160兆円は90兆円を超える国債で賄うこととされ、将来世代へ負担を先送りしている状況である。

こうした中、地方財政に対しては、前年度の地方財政計画の水準を確保するとしているが、税収入の大幅な減少が確実視される中、総務省試

算によると、地方交付税の減と、財源不足を穴埋めする臨時財政対策債の大幅増が見積もられており、本市の財政運営への影響が懸念される。

2 本市の財政状況と今後の動向

令和元年度決算では、歳入において、堅調な企業業績や雇用・所得環境の改善により固定資産税等が増収になったことなど、市税全体で前年度と比べ約3億2千万円の増加、また、地方交付税が国の税収の伸び等により財源が確保され、約3億3千万円の増加となる一方で、地方消費税交付金の1億4千万円の減少等、景気動向の影響はあったものの、総じて市政運営に必要な財源を確保することができた。

これに対し、歳出においては、事務事業の見直しや公債費の削減などにより生み出した財源をもとに、ラグビーワールドカップ2019™大会を成功裏に終えることができ、また、増加する医療、福祉、子ども子育て等の社会保障関連経費に対応した上、翌年度への繰越金を確保するなど、健全財政を維持することができた。

来年度の財政運営の見通しとして、歳出については、新型コロナウイルス感染症対応経費をはじめ、増加する社会保障関連経費、災害対策、老朽化した公共施設の大規模改修費等の経費の増加が見込まれる。歳入については、固定資産税や法人市民税をはじめとする市税は、個人消費の落ち込みや企業活動の停滞などの影響により、リーマン・ショック時以上の大きな減収が見込まれるとともに、合併算定替の終了による普通交付税の大幅な減額が予測されており、財源確保は今までにない大変厳しい状況になると予測される。

3 令和3年度予算編成の考え方

令和3年度の予算編成は、前述してきた国の動向や本市の財政状況を踏まえて、前例にとらわれずに歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより経費を削減することを前提としつつ、真に市民生活に必要な不可欠な事業と、新型コロナウイルス感染症対応等の緊急的に必要な経費については、重点的に配分する方針である。

また、厳しい状況下においても、総合振興計画の実現、総合戦略の推進を図る中で、真に必要な施策に優先的に配分する方針ではあるが、費用対効果について、改めて検証、見直しを行った上で、必要に応じ、既定の実施計画や事務事業の中断等についても、予算査定で検討していくこととする。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響の終息が全く見通せない中ではあるが、前述のような国の動向や本市の財政状況を踏まえ、引き続き、健全財政を維持することを基本とし、職員の英知をもって、将来にわたり持続的に発展するための財政基盤を築いていくこととする。

予算の要求に当たっては、改めて市民から託された税金が財源であるという認識の下、常に市民の目線に立ち、市民福祉の向上に資する施策を見極め、限られた財源を最大限に有効活用することが必要である。

こうした基本的な考え方を前提に、次に掲げる事項に留意し、令和3年度予算を編成する。

(1) 総合振興計画(基本構想・前期基本計画・実施計画)及び行政評価との連携

事務事業評価及び実施計画(新規事務事業)の立案に対する検討結果を令和3年度の予算編成に反映することとするが、事務事業評価で「現状維持」の評価となったものについて、安易に前例踏襲の予算

要求とせず、特に、長期にわたり継続している事業については、改めて開始時の意義や費用対効果を再検証し、見直しを図られたい。また、新規に採択された事務事業についても、意義と効果を十分に検証した上で、創意工夫により、効率的、効果的な実施内容とした予算要求とされたい。

(2) 総合戦略の推進

人口減少が進行する中で、安定した市民サービスと持続可能な財政運営を維持していくためには、雇用環境の創出、出産・子育てしやすい環境づくり及び本市の特性を生かした魅力あるまちづくりを進め、人口減少に歯止めをかける施策を強力に展開していくことが重要である。

令和3年度は第2期の総合戦略がスタートして2年目に入り、計画を軌道に乗せていくため、限られた財源の中においても計画に位置付けられた施策に対し、必要度を考慮し予算配分を行うので、取組内容について効果検証を行い、より効果的な施策へと発展させていくよう、創意工夫を図られたい。

(3) 予算配分上の留意点

ア 重点施策に対する重点配分

各部の重点施策に掲げる事業に対し、重点配分を行う。

限られた財源の中で、真に必要な施策に財源の重点配分を行うという主旨を踏まえ、事業内容、要求額を精査し、部内で十分協議、検討の上、優先度の順位付けをされたい。

イ 部単位の配当枠の設定

部の予算運営の主体性、自律性を高めることを目的に、令和3

年度も引き続き、経常経費の一部について部単位での要求金額の上限を定めた配当枠を設定することとする。これは、部に設定された配当額の範囲内において、部の裁量により予算配分を認めるものであり、部内の経営課題の解決や重点目標を効果的に達成するために実施するものである。したがって、予算要求に当たっては、過去の決算の推移を十分に検討し、実績を踏まえた適正な見積りにより、生み出した財源を真に必要な施策に重点配分するよう心掛けられたい。

(4) アセットマネジメントとの整合性

公共施設の今後のあり方については、現在、公共施設再編方針による各所管の個別計画に基づいて、施設の修繕等が必要な場合は、使用年限等を見定めた上で、経費が二重投資や過大投資とならないよう、真に必要なものについて要求されたい。

(5) 会計年度任用職員制度の導入に伴う事務事業の見直し

令和2年4月から導入されている会計年度任用職員制度は、働き方改革の一環として創設されたものであるが、一方で、人件費の大幅な増加が見込まれている。財源確保は一層厳しさを増している中で、市民の要望に応えるためには、人件費の抑制が求められるところである。

このようなことから、予算要求に当たっては、その必要性を十分精査し、人員及び経費について必要最低限の要求とされたい。

(6) 国・県支出金等の確認と活用

国の政策の変動が激しい中、関係法令の改正等により国・県の補助制度等に大幅な変更が生じている。各所管においては、これまで以

上に国・県の動向を注視し、確実な情報の収集に努め、国・県支出金の算定誤りがないよう見積もるとともに、これまで国・県支出金を受けないで執行している事業については、補助制度等の活用についてあらゆる角度から模索するなど、積極的な財源確保に努められたい。

(7) 地方公会計制度の活用

地方公会計制度の整備により、従来の地方公共団体における会計制度では困難だったストック情報や現金取引を伴わないコスト情報について事業単位、施設単位で把握することが可能となった。

このため、税財源のほか住民等から付託された行政資源に対する説明責任の面からも、事業運営に当たっては、収益性や費用対効果の観点から常に事業を検証し経費の節減を図るとともに、収益性の低い施設、費用対効果の低い事業にあっては、使用料の見直しや事業の再構築、休廃止について検討されたい。

(8) 各種団体に対する補助金等の見直し、研修会等への参加

団体等に対する負担金、補助金及び交付金の支出については、透明性や客観性を確保するとともに、従来からの経緯にとらわれることなく、監査委員からの指摘事項や市議会における一般質問の状況等を踏まえ、目的、効果を十分検証した上で、終期の検討を行い、団体等の自主的運営を促すとともに、余剰金の安易な繰越しや積立てがないか経理状況を確認するなど、廃止・縮減に向け検討されたい。

また、団体等が主催する研修会等への職員の参加については、参加による効果を十分精査し、必要最小限の人数で対応されたい。